

◆ 佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業
要求水準書案に関する質問・意見への回答

番号	質問 意見	頁	項目番号等					項目名	内 容	回 答
1	意見	vi	目次					添付資料	添付資料のうち、資料1、資料2、資料3、資料5、資料6、資料9につきまして、7月の募集要項の公表に先立ちご提示いただけます様お願い致します。	現在、添付資料を精査していますので、7月を目途に提示する予定です。
2	意見	4	第1章	第3節	7		1)	電気	「引込工事、引込位置等の詳細は、中部電力との協議による」とありますが、協議は組合殿にて行われ、公告時にその結果が公表されると考えてよろしいでしょうか。	現在、当該協議は組合と中部電力にて行っていますので、入札公告時に詳細を示します。
3	質問	6	第1章	第4節	5			搬出入車両	脱着機能付コンテナ車での搬入物は破碎可燃残渣、搬出物は焼却残渣と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	質問	13	第1章	第4節	13		2)	災害対策	土砂災害や浅間山等の火山災害に対して、具体的な対策・指導内容をご教示願います。	土砂災害防止対策としては、地質データの検証による掘削工法の選定、建物基礎の適切な施工、土砂災害に係る指定区域外への建物配置、雨水排水設備の適正管理、隣接のスキー場ゲレンデ排水設備との連携、自治体が行う警戒避難体制への協力等が見込まれます。浅間山等の火山災害対策としては、地質データより軽石流堆積物の存在、事業用地に隣接する湯川付近まで融雪型火山泥流が到達する可能性があるため、留意が必要です。
5	意見	19	第1章	第5節	13			関係官公署の指導等	本施設の供用開始後、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合、その費用負担は組合殿負担としていただけます様お願い致します。	募集要項に詳細を示します。
6	意見	23	第2章	第1節	4	4.1	1) (5)	設計の手順	「変更については事業者との協議により決定する。」としていただけます様お願い致します。	要求水準書案のとおりとします。

番号	質問 意見	頁	項目番号等						項目名	内 容	回答
7	質問	25	第2章	第1節	4	4.2	3)		工事監理	「工事監理」も施工業者にて配置をするという理解でよろしいでしょうか。また、工事監理者は外部委託先と共同で行うことでもよろしいでしょうか。	建築士法に定める「工事監理者」は組合にて配置するため、要求水準書案を修正します。
8	質問	25	第2章	第1節	4	4.2	4)		復旧	周辺道路で、通行不可及び、制限のある箇所があればご教示願います。	募集要項に詳細を示します。
9	意見	27	第2章	第1節	4	4.3	1)		負担金	電気会社工事負担金は正確な金額が不明なため、組合殿より金額を御指示頂き、見積提出を行い、最後に清算するようにしていただきたくお願い致します。	要求水準書案のとおりとします。
10	質問	28	第2章	第1節	4	4.3	7)		工事車両の進入経路	「工事用車両の待機は、組合の指定する区域」とありますが、具体的にどの区域になりますでしょうか。	募集要項に詳細を示します。
11	質問	29	第2章	第1節	4	4.3	12)	(2)	環境配慮	「新クリーンセンター建設に係る環境影響評価書」の「騒音・振動」測定地点での保証値という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	質問	30	第2章	第1節	4	4.3	13)		作業日及び作業時間	作業開始前の「朝礼」、作業終了後の「片付け等」は、午前8時30分から午後5時の時間外の理解でよろしいでしょうか。	募集要項に詳細を示します。
13	意見	33	第2章	第1節	6	6.4	1) 2)		鉄骨製作工場の選定	本施設規模ではMグレード以上で問題ないと考えております。また、組合構成地区にはHグレードの工場が存在しないため地元貢献を考慮しましてもMグレード以上の記載としていただけます様お願い致します。	ご意見を考慮し、Mグレード以上とします。

番号	質問 意見	頁	項目番号等					項目名	内 容	回答
14	意見	33	第2章	第1節	6	6.4	1)	鉄骨製作工場の選定	「鉄骨製作工場の認定グレードをH以上」としているが、当組合の関係市町内企業にはHグレードの保有企業はなくMグレードの企業のみとなります。水準書P19第1章第5節15にも地元雇用・地域貢献に配慮、努めることとあるように、鉄骨製作工事は建築工事の中で最も予算割合が高い工種となり、「Mグレード」以上とすることにより、地元雇用・地域貢献に多大に貢献すると思われるがいかがでしょうか。	ご意見を考慮し、Mグレード以上とします。
15	質問	35	第2章	第1節	7	7.4	3)	民間事業者の負担	「試運転期間中の売電収入は建設請負事業者に帰属すること」となっておりますが、売電先業者の選定は建設請負事業者が行ってよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	質問	48	第2章	第2節	1	1.5	1)	機器構成	「各機器に故障が生じた場合、全炉停止に至らないよう交互運転、迅速な修繕・復旧が図れるものとする」とありますが、定期整備を行うことで全炉停止に至らない実績を有する機器については共通系機器を1基としてもよろしいでしょうか。	要求水準書案のとおりとします。
17	意見	48	第2章	第2節	1	1.5	8)	機器構成	クレーンは使用状況が過酷であり、またクレーンバケットは、ごみ・灰等に直接接することもあるため自動集中給油には不向きと考えます(給油配管の損傷が懸念されます)。このため、自動集中給油の対象から除外していただけますようお願い致します。また、燃焼設備は給油箇所は多いですが給油頻度は少ないため、手動集中給油方式についても認めていただけますようお願い致します。	提案を可とします。ただし、事業提案書類に運営上支障がない理由等を示すこと。
18	意見	49	第2章	第2節	1	1.5	11)	機器構成	「ポンプ・送風機はインバータ制御とする」とありますが、各機器仕様の主要項目に記載されている、制御方式、調整方法、操作方法等が〔 〕となっているもの及び仕様指定のないものについては事業者提案とさせていただきますようお願い致します。 ※圧力一定給水ポンプユニット、水中ポンプ等の間欠運転機器は通常インバータ制御でなくON-OFF制御であり、インバータ制御による省エネ効果は期待できません。	提案を可とします。ただし、事業提案書類にインバータ制御による省エネ効果がない根拠を示すこと。

番号	質問 意見	頁	項目番号等						項目名	内 容	回答
19	質問	50	第2章	第2節	2	2.1	3)	(1)	最大秤量	「計量機の最大秤量は30t」となっておりますが、第1章第4節5.搬出入車両に記載のある脱着機能付コンテナ車は、積載物にもよりますが最大秤量30t以上になることが懸念されます。最大秤量は30t以上と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	質問	51	第2章	第2節	2	2.2	1)	(3)	② プラットホーム	「鉄筋コンクリート」とありますが、P139の「屋根は、軽量化に努める」により、大空間を形成するプラットホーム等、建物の軽量化が望ましい部位は、鉄骨構造とする等、事業者提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、建物の軽量化が望ましい部位に関しては鉄骨造とすることを認めますが、臭気対策には万全を期すこと。
21	質問	53	第2章	第2節	2	2.4			ダンピングボックス	直接搬入用とありますが、市民によるごみ持込のことでしょうか、もしくは事業系ごみの直接持込みのことでしょうか。また、直接搬入車両の台数をご教示願います。	住民によるごみ持込は想定していませんが事業系ごみの直接持込みを想定し、現時点において直接搬入車両台数を1日当たり20台を見込みます。
22	質問	54	第2章	第2節	2	2.5	3)	(1)	容量	ごみピットは、内部を仕切壁で分割したダブルピットを採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、ごみの搬入・攪拌に問題の生じないように配慮すること。
23	質問	54	第2章	第2節	2	2.5	6)	(2)	設計基準	ごみピット内部を仕切壁で分割したダブルピット方式を採用し、仕切壁の高さを投入扉下面の水平線(プラットホームレベル)より高くする場合、投入扉側から見て仕切壁の向こう側のごみ容量の算定は仕切壁上端の水平線レベル以下の容量として考えてよろしいでしょうか。	ダブルピット方式を採用する場合は安全のため、仕切壁の上端から最低1m以上、下のレベルをごみピットのごみ容量として算定できるものとします。
24	質問	54	第2章	第2節	2	2.5	6)	(2)	設計基準	奥行き寸法はクレーンバケット全開寸法の3倍以上とありますが、ダブルピット方式を採用する場合、投入扉側から見て仕切壁の向こう側にあるごみ貯留部分についてクレーンバケット全開寸法の3倍の奥行き寸法を確保し、投入扉側にあるごみ受入部分については、ごみの受入れ及び貯留に支障のない寸法を確保することによろしいでしょうか。	ダブルピット方式を採用する場合は、2倍程度とします。

番号	質問 意見	頁	項目番号等						項目名	内 容	回答	
25	質問	55	第2章	第2節	2	2.6	2)		数量	クレーン2基を交互運転し、バケット1基は予備バケットという認識でよろしいでしょうか。	バケットは3基交互に使用するものとします。	
26	意見	55	第2章	第2節	2	2.6	3)	(3)	バケット形式	バケット形式はピットの隅のごみを掴みやすく、LCCに優れたフォーク式を推奨致します。このため、バケット形式は事業者提案としていただけないでしょうか。	要求水準書案のとおりとします。	
27	質問	58	第2章	第2節	2	2.9	1)	(6)	④	設計基準	原則として動物は受入れないものとし、冷蔵・冷凍設備、保管設備は設置しないものと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	意見	58	第2章	第2節	2	2.9	1)	(6)	⑦ ⑧ ⑨	設計基準	本破砕機は低速回転で破砕を行うものであり、処理物は可燃性粗大ごみであるため爆発、火災の可能性は非常に低いものと考えます。このため爆発及び火災防止対策は必要に応じて行うこととさせていただけるようお願い致します。	提案を可とします。ただし、実施設計段階で爆発の可能性が低いことを認められない場合、提案を認めない場合があります。なお、火災及び粉じん対策は必要なものとします。
29	意見	64	第2章	第2節	3	3.2	3)	(2)		数量	炉駆動用油圧装置の数量は事業者提案とさせていただきますたくお願い致します。	要求水準書案のとおりとします。
30	質問	65	第2章	第2節	3	3.2	3)	(6)	⑤	設計基準	「油圧ポンプに停電時駆動のためのポンプを設置する」とありますが、非常用発電機負荷として停電時も運転可能とするとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	質問	68	第2章	第2節	3	3.4	1)	(5)	①	設計基準	「タンク容量は組合殿と協議して決定する」となっておりますが、容量についてご教示願います。	非常時の非常用発電設備運転(受入れ時間帯)が3日以上、炉の立上げ立下げ(2炉)が可能な状態を保てるよう提案願います。
32	質問	69	第2章	第2節	3	3.4	4)	(3)	④	操作方式	着火操作は、助燃バーナと同様に現場手動との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	質問 意見	頁	項目番号等						項目名	内 容	回答	
33	質問	71	第2章	第2節	4	4.1	1)	(5)	②	特記事項	「電気事業法」と「厚生労働省鋼製ボイラ構造規格」が併記されておりますが、労働安全衛生法の中で、厚生労働省規格の適用範囲が「電気事業法の適用を受けるボイラを除く」と記載があります。これに従い、本施設の廃熱ボイラは電気事業法のみを適用し、設計することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	質問	71	第2章	第2節	4	4.1	1)	(5)	⑩	特記事項	ボイラダストを炉に戻すことで飛灰発生量を削減することが可能です。このためボイラダストを炉に戻すことも可能と考えてよろしいでしょうか。また、その場合必要に応じて付属機器のダスト搬出装置を設置することによろしいでしょうか。	提案を可とします。
35	質問	76	第2章	第2節	4	4.6	3)	(3)	① ②	特記事項	「薬品が希釈できるように」とありますが、(3)特記事項①では「薬品は原液投入のため、攪拌機は不要とする」と記載されています。希釈は不要と考え、給水配管も不要としてよろしいでしょうか。	「薬品は原液投入のため、攪拌機は不要とする」を削除します。
36	質問	78	第2章	第2節	4	4.9				高圧蒸気復水器	タービン排気及びタービン発電機を使用しないときの余剰蒸気の復水のために高圧蒸気復水器及び低圧蒸気復水器の設置が求められておりますが、これらの蒸気の復水は低圧蒸気復水器1基で行うことが可能です。高圧蒸気復水器を設置した場合、運転上及び腐食対策等から常に少量の蒸気を流す必要があるため、1炉運転時等の蒸気量が少ない時はその分発電量が低下してしまい発電効果は低下します。また、本事業で計画されているごみ処理量(55t/日×2炉)と同規模またはそれ以上の規模(150t/日×3炉規模)の施設でも低圧蒸気復水器のみで支障なく蒸気復水を行っています。このため、タービン排気及びタービン発電機を使用しないときの余剰蒸気の復水のための復水器は、低圧蒸気復水器のみとし、高圧蒸気復水器は設置しないこととしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。

番号	質問 意見	頁	項目番号等						項目名	内容	回答	
37	質問	82	第2章	第2節	5	5.1			減温塔	プラント排水を無放流とすることが可能であれば、減温塔は不要との認識でよろしいでしょうか。	提案を可とします。	
38	質問	91	第2章	第2節	6	6.3	1)	(5)	③	設計基準	「温水の詳細な供給方法は協議による」とありますが、建屋壁際まで温水供給配管を敷設し、配管端部に止めバルブ及びフランジで閉止しておくことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	意見	93	第2章	第2節	7	7.3	4)	(2)		設計基準	「ダンパの点検、ダクト内の清掃が容易にできるマンホールを適所に設ける」とありますが、吸込フィルター等で事前に異物除去を行う等によりダクト内部の清掃が必要と考えられないものについてはマンホールは設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書案のとおりとします。
40	質問	95	第2章	第2節	7	7.6	1)			煙突	「外筒鉄筋コンクリート」とありますが、建屋一体型の場合は鉄骨造としてもよろしいでしょうか。	30年以上の使用を前提として維持管理に問題がなく、周辺の環境に調和していると認められる場合のみ、提案を認めます。
41	意見	105	第2章	第2節	9	9.3				ポンプ類仕様	ポンプの自動交互運転は断続運転のポンプに限り、連続運転のポンプ(機器冷却水ポンプ等)は手動切替えによる交互運転としていただけるようお願い致します。	提案を可とします。ただし、事業提案書類に運営上支障がない理由等を示すこと。
42	質問	107	第2章	第2節	10	10.1				生活排水	生活排水は、別途発注の粗造成工事で設置される側溝を介してスキー場調整池に流す(調整池までの配管敷設は不要)としてよろしいでしょうか。その際、本事業範囲としては別途粗造成工事で設置された調整池への放流までとし、事業者範囲外の側溝、調整池への放流については容量なども含めてその所有者や官庁との事前合意済みと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本事業範囲としては別途発注の粗造成工事で設置された排水路への放流までとしています。なお、放流位置及び観測井の位置は要求水準書案添付資料で示します。
43	質問	108	第2章	第2節	10	10.2	3)			ごみピット汚ろ過器	「ろ液は自然流下によりろ液貯留槽に貯える」とありますが、ポンプ圧送方式も認めていただけないでしょうか。	配管等での閉塞等の問題が生じない場合のみ、提案を認めます。

番号	質問 意見	頁	項目番号等						項目名	内 容	回 答	
44	質問	110	第2章	第2節	10	10.3	1)	(1)	⑤	ii) 油水分離槽 設計基準	「洗車台数は1日当たり60台で計画する」と記載がありますが、P159第3章第3節3.3)では「洗車台数は1日30台程度と想定し」と記載があります。洗車台数の計画は1日当たり何台かをご教示願います。	洗車台数は1日当たり30台程度を想定していますが、油水分離槽の設備能力としては60台とします。
45	質問	111	第2章	第2節	10	10.3	1)	(3)			本施設の運転によって生ずるプラント排水のうちの、有機系排水の処理を排水処理装置ではなく、炉内噴霧にて処理してもよろしいでしょうか。その場合、油水分離槽及び有機系排水処理装置は不要となります。	提案を可とします。ただし、事業提案書類に年間の熱回収量のピット排水処理による低下を可能な限り減らす設備上、運転上の工夫を示すこと。
46	質問	130	第2章	第2節	13	13.1	3)	(6)		圧力制御方式	圧力制御方式は省エネの観点からはインバータ方式の採用を推奨致します。このため、圧力制御方式は事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
47	質問	133	第2章	第3節	1	1.1	1)			工事範囲	本事業用地の造成計画高FL. 772mまでの造成工事、取付道路工事、道路排水工事等は、別途発注の粗造成工事にて整備していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	質問	134	第2章	第3節	1	1.1	5)			造成工事	別途発注の粗造成工事と本事業で、工程的に重複する工事があればその内容と時期、期間についてご教示願います。	現時点において粗造成工事のうち、道路舗装、植栽及び安全施設設置工事の工程を施設竣工後に想定しています。
49	質問	139	第2章	第3節	2	2.2	2)	(3)		基礎構造	残土を場外で処分する場合、処分地に指定があればご教示願います。	処分地の指定はありません。建設請負事業者の責任と負担において適切に処分願います。
50	質問	141	第2章	第3節	2	2.4	1)	(2)		外壁	ALC板は凍害が懸念されるため、他の仕様の検討を含め事業者提案としてさせていただいてよろしいでしょうか。	30年以上の使用を前提として維持管理に問題がなく、周辺の環境に調和していると認められる場合のみ、提案を認めます。
51	質問	142	第2章	第3節	2	2.4	2)			事務所棟	「詳細は組合との協議によるものとし、組合の意向を十分に組み込むこと。」とありますが、組合殿との協議は提案書提出前に行えるものと考えてよろしいでしょうか。	概要ヒアリングにて組合の意向を示すので確認事項を提示願います。

番号	質問 意見	頁	項目番号等						項目名	内 容	回 答	
52	質問	143	第2章	第3節	2	2.4	2)	(6)	①	玄関	予想される見学者数80人とありますが、生活用水給水量の項目では見学者最大120人と記載されています。玄関、研修室は何人で設計すればよいかご教示願います。	玄関は見学者数最大120人が滞りなく入場できる広さを確保し、研修室は要求水準書案のとおりとします。
53	質問	143	第2章	第3節	2	2.4	2)	(7)		組合職員関係諸室	組合管理事務員は何名を予定されているかご教示願います。	最大で7名程度を予定しています。
54	質問	143	第2章	第3節	2	2.4	2)	(7)	⑤	組合職員関係諸室	書庫の広さを算定するに当たり、書類量の目安があればご教示願います。	書庫は50㎡以上の広さを確保します。
55	質問	144	第2章	第3節	2	2.5	8)			その他	第2章第3節1.1 1)「工事範囲に車庫(ダンプトラック3台分以上)」とありますが、公用車1台分(タイヤ・工具等含む)の車庫棟と同一棟で設置してよろしいでしょうか。	ダンプトラック3台分以上の車庫(タイヤ・工具等の置場を含む)は工場棟付近、公用車1台分の車庫は事務所棟に併設するものとします。なお、工場棟付近の車庫は4tダンプトラック2台分、除雪用ホイルローダ等1台分が格納できるものと想定しています。
56	質問	145	第2章	第3節	3	3.2	1)	(5)		外構工事	構内道路内に設ける散水栓の使用用途をご教示願います。	植栽及び構内道路の管理用としています。
57	質問	148	第2章	第3節	4	4.4	2)		⑧	衛生器具	衛生器具算定に際して、見学者の人数は集中率を勘案し80人程度(P143に記載)と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	質問	159	第3章	第3節	2		1)			受付管理	事前に登録のある車両及び事前に登録のない車両は各々1日当たり何台を想定されているかご教示願います。	事前に登録のある車両は1日当たり78台を想定し、事前に登録のない車両は20台を想定しています。

番号	質問 意見	頁	項目番号等					項目名	内 容	回 答
59	質問	162	第3章	第4節	4		7)	搬入管理	搬入車両に対するプラットフォーム内での展開検査はどのように行う計画かご教示願います。	組合及び処理対象区域内の市町村職員において搬入物をプラットフォームに展開し、破袋後、搬入不適物の有無の検査を行う計画です。
60	意見	162	第3章	第4節	5		4)	適正処理	「運営期間の各年度末において、ごみピット、水槽等に残留する廃棄物・排水等は、可能な限り全て処理する」とありますが、このような運転を行った場合、操炉スケジュールが制限され、発電量の低下など運用上非効率となる可能性があります。「余熱について、本敷地内にて極力効率的な運用ができるよう計画するものとする。」との記載もあることから、ごみ搬入量及びピット残量を補正した処理量の双方で処理量を確認する方法が現実的かと考えます。	運用上の効率を優先し、要求水準書案を修正します。運営期間の最終年度については残留廃棄物、排水等の可能な限りの処理を求めるものとします。
61	質問	162	第3章	第4節	5		4)	適正処理	水槽とはごみピット汚水槽との認識してよろしいでしょうか。	水槽とはごみピット汚水槽を始め、廃棄物や排水が残存する可能性のある全ての水槽を指します。
62	質問	171	第3章	第7節	3			表15 測定項目 及び頻度(参考) 地下水位	表15地下水位の測定場所である観測井戸2ヶ所は、既設観測井戸を使用することのできるの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	質問	178	第3章	第12節	1	1.1	1)	本施設の性能 に関する条件	残余年数は、本事業終了後、10年間との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。